

年 発 0 8 1 0 第 4 号
平成 2 3 年 8 月 1 0 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」及び「厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

標記については、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第93号。以下「法」という。）、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（平成23年政令第255号。以下「令」という。）及び「厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第104号。以下「規則」という。）等が平成23年8月10日に別添のとおり公布されたので通知する。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、これに伴い、平成21年8月7日年発0807第1号及び平成21年8月7日庁保発第0807001号は廃止する。

記

第1 法制定の趣旨

国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するため、国民年金について徴収時効の過ぎた一定期間に係る後納保険料を本人の希望により納付することを可能とする等の措置を講ずるほか、確定拠出年金について企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入、企業型年金加入者の資格を喪失する年齢の引上げ等の措置を講ずるとともに、厚生年金基金制度、国民年金基金制度及び確定給付企業年金制度の改善の措置を講ずる等、所要の措置を講ずるものである。

第2 法、令及び規則の内容

1 国民年金法（昭和34年法律第141号）、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）及び国民年金基金令（平成2年政令第304号）の一部改正

(1) 第三号被保険者期間と重複する第二号被保険者期間が新たに判明した場合等に、当該期間に引き続く第三号被保険者期間等を、保険料納付済期間として取り扱うものとする。ただし、次に掲げる期間は、当該措置の適用除外とすること。

- ① 国民年金法附則第7条の3第3項の規定により保険料納付済期間に算入された期間
- ② 国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）附則第10条第3項の規定により保険料納付済期間に算入された期間
- ③ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第21条第2項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

(2) 情報収集等業務の委託

国民年金基金（1において「基金」という。）は、基金の加入員又は加入員であった者（以下「加入員等」という。）に係る年金又は一時金の支給（5（4）②アにおいて「年金等の支給」という。）を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析に係る業務（以下「情報収集等業務」という。）の全部又は一部について国民年金基金連合会（1において「連合会」という。）に委託でき、連合会は委託を受けて当該業務の全部又は一部を行うことができることとする。

(3) 基金の加入対象者の拡大

- ① 国民年金の任意加入被保険者（日本国内に居住する60歳以上65歳未満の者に限る。②において同じ。）を新たに基金に加入できることとする。
- ② 新たに基金に加入した任意加入被保険者が中途脱退者であって再びもとの基金の加入員となった場合においては、当該基金は、当該基金の加入員であった期間であって、連合会がその支給に関する義務を負っている年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたものの支給の義務を負うこと。

この場合において、当該基金には国民年金法第137条の18の規定は適用しないこととする。

2 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、厚生年金基金令（昭和41年

政令第324号)及び厚生年金基金規則(昭和41年厚生省令第34号)の一部改正

(1) 従業員減少に係る掛金の一括拠出

設立事業所の事業主が分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合及び規約で定めるところにより設立事業所に使用される当該厚生年金基金(2において「基金」という。)の加入員の数が減少する場合において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該基金は、当該増加額に相当する額を、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。

(2) 情報収集等業務の委託

基金は、基金の加入員等に係る情報収集等業務の全部又は一部について企業年金連合会(2において「連合会」という。)に委託できることとする。

(3) 特定基金が解散する場合における特例措置

① 責任準備金相当額の特例

ア 厚生年金保険法第145条第1項第1号又は第2号に掲げる理由により解散しようとする基金(法の施行の日(平成23年8月10日)前に設立されたもの(法の施行の日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立されたものを含む。)に限る。)であって、当該解散をしようとする日において年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回っていると見込まれるもの((3)において「特定基金」という。)は、厚生労働大臣に対して、責任準備金相当額の減額を申し出ることができるものとする。

イ 特定基金の責任準備金相当額の減額の申出は、法の施行の日(平成23年8月10日)から起算して5年を経過する日(平成28年8月9日)までの間に限り行うことができる。

ウ 申出等の承認に向けた手続き、特例の要件等については、法による改正後の厚生年金保険法(以下②において「新厚生年金保険法」という。)、令による改正後の厚生年金基金令(以下②において「新厚生年金基金令」という。)、規則による厚生年金基金規則(以下②において「新厚生年金基金規則」という。)等によること。

② 責任準備金相当額の納付の猶予等

ア 特定基金は、責任準備金相当額の納付に関する計画（ウ、エ及びオにおいて「納付計画」という。）を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、その納付計画が適当である旨の承認を受けることができること。

イ 責任準備金相当額の納付の猶予の承認の申請は、法の施行の日（平成23年8月10日）から起算して5年を経過する日（平成28年8月9日）までの間に限り行うことができること。

ウ 厚生労働大臣は、政府が責任準備金相当額の猶予をした場合において、その納付計画の期間内にその猶予された金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該特定基金の申請に基づき、納付計画に基づいて猶予した期間と併せて15年を超えない範囲で、納付の猶予を受けようとする期間の延長その他の納付計画の変更の承認ができること。

エ 納付計画の承認の要件について、設立事業所が単独の基金以外の基金にあつては、事業主ごとの負担方法は、解散時の全ての設立事業所の事業主（事業を廃止した事業主を除く。）において公平に負担するものとする。

オ 上記に掲げるもののほか、納付計画の提出、猶予期間の延長の申請及びその承認については、新厚生年金保険法、新厚生年金基金令、新厚生年金基金規則等によること。

3 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）及び確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）の一部改正

（1）支給要件の見直し

老齢給付金支給要件について、退職時の給付については、50歳以上65歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給することについて規約で定めることができることとする。

（2）実施事業所が減少する場合の掛金の一括徴収要件の追加

実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合及び規約で定めるところにより、実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者の数が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加相当額を掛金として一括して拠出するものとする。

(3) 情報収集等業務の委託

事業主及び企業年金基金は、給付の支給を行うために必要となる加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。以下5（4）①イにおいて同じ。）に関する情報収集等業務の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができるものとする。

4 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）及び確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）の一部改正

(1) 企業型年金加入者の資格喪失年齢の引上げ

- ① 企業型年金規約において、60歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めることができることとし、当該年齢は65歳以下の年齢とするものとする。
- ② 企業型年金に係る規約において①を定めたときは、60歳に達した日の前日において実施事業所に使用される被用者年金被保険者等であった者で60歳に達した日以後引き続き当該事業所に使用される確定拠出年金法第2条第6項各号に掲げる者であるもの（当該規約において定める60歳以上65歳以下の一定の年齢に達していない者に限る。）のうち60歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。
- ③ 企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の60歳以上の企業型年金加入者であって、実施事業所に使用されなくなったもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、企業型年金運用指図者とする。
- ④ 通算加入者等期間に算入する期間を、60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限るものとする。

(2) 企業型年金加入者による掛金の拠出

- ① 企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができるものとし、当該掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更するものとする。

- ② 企業型年金加入者が掛金を拠出する場合にあっては、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項を企業型年金規約に定めるものとし、当該規約においては、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められているものとする。
- ③ 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、毎月の企業型年金加入者掛金を翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付するものとし、事業主は、記録関連業務の全部を行う場合を除き、企業型年金加入者掛金の額を企業型記録関連運営管理機関に通知しなければならないこと。
- ④ 企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、前月分の企業型年金加入者掛金を給与から控除することができることとし、事業主は、企業型年金加入者掛金を控除したときは、企業型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該企業型年金加入者に通知しなければならないものとする。

(3) 投資教育の継続的実施の明確化

事業主は、企業型年金加入者等が行う運用の指図に資するための必要な措置を講ずるに当たっては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させることができるよう配慮するものとする。

(4) 情報収集等業務の委託

- ① 事業主は、企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者（以下（4）及び5（4）①ウにおいて「企業型年金加入者等」という。）に関する情報収集等業務の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができるものとする。
- ② 企業年金連合会は、厚生年金保険法の規定による業務のほか、委託を受けて、企業型年金加入者等に関する情報収集等業務を行うことができるものとする。
- ③ 企業年金連合会は、企業型年金加入者等に関する情報収集等業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならないこと。

(5) 連合会移換者に係る給付

- ① 確定拠出年金法第83条第1項の規定により個人別管理資産が国民年金基金

連合会に移換された者（当該移換された日以後に企業型年金加入者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者の資格を取得した者を除く。②において「連合会移換者」という。）に係る給付の額及びその支給の方法に関する事項について、個人型年金に係る規約に定めることとすること。

- ② 連合会移換者については、個人型年金加入者であった者とみなして、老齢給付金の支給を請求することなく70歳に達したときは、国民年金基金連合会は、その者に、個人型記録関連運営管理機関の裁定に基づいて、老齢給付金を支給するものとする。

(6) 脱退一時金の支給要件の緩和

継続個人型年金運用指図者（企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく連合会に運用指図者となる申出をし（個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。）、かつ、継続して個人型年金運用指図者である者（当該申出をしたときから継続して確定拠出年金法第62条第1項各号に掲げる者に限る。）であって、当該申出をした日から起算して2年を経過したものをいう。以下（6）において同じ。）のうち、以下のいずれにも該当するものについては、当分の間、脱退一時金の支給を請求することができることとすること。

- ① 障害給付金の受給権者でないこと。
- ② その者の通算拠出期間が1年以上3年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。なお、当該額については、おって政令で定めること。
- ③ 継続個人型年金運用指図者となった日から起算して2年を経過していないこと。
- ④ 確定拠出年金法附則第2条の2第1項による脱退一時金の支給を受けていないこと。

5 附則

(1) 保険料の納付の特例

- ① 第3の1の平成24年10月1日までの政令で定める日から起算して3年を経過する日までの間において国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法による老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（承認の日の属する月前10年以内の期間であ

って、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る。)の各月につき、後納保険料を納付することができるものとする。

- ② 後納保険料の額は、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額とすること。なお、当該加算額は、おつて政令で定める予定であること。
- ③ ①の承認を行うに際して、承認を受けようとする者が納期限までに納付しなかった国民年金の保険料であつてこれを徴収する権利が時効によって消滅していないものの全部又は一部を納付していないときは、当該保険料の納付を求めるものとする。
- ④ 後納保険料の納付は、先に経過した月の国民年金の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。
- ⑤ 後納保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなすこと。
- ⑥ ①の承認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。
- ⑦ その他、所要の読替え等の規定の整備を行うこと。

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)の改正

個人の都民税及び道府県民税並びに市町村民税及び特別区民税について、都道府県並びに市町村及び特別区は、前年中に確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金を支払った所得割の納税義務者についてその支払った金額について、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

(3) 所得税法(昭和40年法律第33号)の改正

確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金について、小規模企業共済等掛金とし、加入者が、各年において、企業型年金加入者掛金を支払った場合には、その支払った金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除すること。

(4) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正

住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、以下の事務について、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

① 企業年金連合会の業務のうち以下のもの

ア 厚生年金保険法による同法第159条第1項若しくは第2項の規定による年金等の支給又は2(2)の委託を受けて行う加入員等に年金等の支給を行

うために必要となるその者に関する情報の収集、整理若しくは分析に関する事務（以下「情報収集等事務」という。）であって総務省令で定めるもの

イ 確定給付企業年金法による同法第93条の2第1項各号若しくは第2項第1号若しくは第2号に掲げる業務として行う年金等の支給又は3（3）の委託を受けて行う加入者等に関する情報収集等事務であって総務省令で定めるもの

ウ 確定拠出年金法による4（4）の委託を受けて行う企業型年金加入者等に関する情報収集等事務であって総務省令で定めるもの

② 国民年金基金連合会の業務のうち以下のもの

ア 国民年金法による同法第137条の15第1項の規定による年金等の支給又は1（2）の委託を受けて行う加入員等に関する情報収集等事務であって総務省令で定めるもの

イ 確定拠出年金法による同法第66条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第73条において準用する同法第2章第5節の規定による年金等の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの

第3 施行期日等

- 1 公布の日から施行するものとする。ただし、第2の1（3）については、法の公布の日から2年以内の政令で定める日、第2の4（1）、（5）及び（6）については法の公布の日から2年6月以内の政令で定める日、第2の4（2）及び5（3）については平成24年1月1日、第2の5（2）については平成25年1月1日、第2の5（1）については平成24年10月1日まで間に政令で定める日から施行するものとする。
- 2 この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めること。